# 高 松 稲 門 会 会 則

## 第１章　　総　　則

第１条　(名称)

本会は、高松稲門会と称する。

第２条　(目的)

本会は、会員相互の親睦と会員の母校である早稲田大学および同大学関係機関の発展を図るとともに、本会が所在する地域社会の発展に貢献することを目的とする。

第３条　(事業)

本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦を図るための行事

(2) 早稲田大学および同大学関係機関の発展に寄与する事業

(3) 早稲田大学および同大学関係機関が地域社会で行う社会貢献活動に対する協力事業

(4) 本会として相応の地域社会発展に貢献する事業

(5) その他これらに関連する事業

ただし、本会は、早稲田大学が行う事業を除き、特定の個人や法人、政党、宗教団体等の利益を目的とする活動は一切行わないものとする。

第４条　(事務局)

本会は、その事務局を常任幹事方に置く。

## 第２章　　会　　員

第５条　(会員の種類)

本会の会員は、通常会員と特別会員および名誉会員の３種類とする。

第６条　(通常会員)

通常会員は、早稲田大学またはその付属教育機関で教育を受けた者およびそれらに在学中の者で、高松市およびその周辺地域に住居または勤務先を有し、本会に入会を申し出たものとする。

第７条　(特別会員)

特別会員は、早稲田大学またはその付属教育機関の教員または職員であった者および現にその職にある者で、本会の入会を希望したものとする。

第８条　(名誉会員)

名誉会員は、本会に貢献があった個人または団体で、役員会の議決により入会が承認されたものとする

## 第3章　役　員

第9条　(役員)

本会は、次の役員をおく。

(1) 会　長　　1名

(2) 副会長　　若干名

(3) 幹事長　　1名

(4) 幹事　　若干名

(5) 監　事　　2名

なお本会は、必要に応じ、役員会の議決により、名誉会長、顧問、幹事補佐等をおくことができる。ただし、それらの役職に役員会議決権はないものとする。

第10条　(役員の選出)

役員の選出は、次の方法によるものとする。

1 会長は、前年度の役員会で推挙した者を通常総会で選出する。

2 会長以外の役員は、会長に選出された者が指名し、通常総会の承認を得て委嘱するものとする。

第11条　(役員の任務)

役員の任務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し、会務全般を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その任務を代行する。

3 幹事長は、会長の指示により会務を運営する

4 幹事は、幹事長を補佐し、その指示を受けた個別の会務を処理する。

5 監事は、毎年決算時に会計監査を行う

第12条　(役員の任期)

役員の任期は、名誉会長および顧問を除き、選任された年の4月から翌々年3月31日までの2年間とし、任期が満了したときでも、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならないものとし、再任を妨げないものとする。

## 第 4 章　　会　　議

第 13 条　(総会)

1　総会は、通常総会と臨時総会とする

2　通常総会は、毎年 6 月に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

3　総会は、会長が招集し、議長をつとめ議事を運営する。

4　総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

ただし、本則の改正には、出席会員の三分の二以上の賛成をもって決議しなければならない。

なお、議決権は、名誉会員を除く会員一人につき一個とし、名誉会員には議決権はないものとする。

5　総会の議事においては議事録を作成し、議長および議長が指名する会員 2 名が署名捺印して保存する。

第 14 条　(総会の権限)

総会は、次の事項を審議する。

(1) 役員の選出および解任に関する事項

(2) 重要な事業の実施に関する事項

(3) 会則および規則などの制定または改廃に関する事項

(4) 予算の議決および決算の承認に関する事項

(5) 会費等の会員の経済的負担に関する事項

(6) 会員の身分・資格等に関する事項

(7) その他、会長が相当と認める事項

第 15 条　(役員会)

1　役員会は、会長・副会長・幹事長・幹事・監事をもって構成する。

2　役員会は、必要に応じて、会長が招集し、議事を掌理するものとする。

ただし、会長は、3 名以上の役員から、会議の目的たる事項および召集の理由を記載した役員会召集の請求を受けたときには、速やかに役員会を招集しなければならず会長がその招集手続きを採らないときは、招集請求者が役員会の召集をすることができるものとする。

3　役員会は、過半数以上の役員が出席しなければ議事の審議をすることはできないものとし、議事を審議するにあたっては、出席した役員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

第 16 条　(役員会の権限)

役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会から委任された事項

(3) 重要な会運営に関する事項

(4) 会計に関する事項

(5) その他、会長が必要と認める事項

## 第5章　　会　　計

第17条　(会計の原資)

本会の会計は、通常会員と特別会員の会費および会員その他の者による寄付金によって賄う。

第18条　(会費)

会費は年額5000円とし、通常会員と特別会員は、毎年の総会開催時または、その後2か月以内に、これを納付しなければならない。

第19条　(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則　本会計は、令和6年4月1日から施行する。

# 高松稲門会 慶弔規程

第１条　(慶弔取扱基準の制定)

会員の慶弔に関する事項は、本規程によるものとする。

第２条　(慶事の取扱)

会員の慶事に関しては、次ぎのとおり取り扱う。

会員本人が文化勲章・叙勲・褒章・大臣表彰を受けたときは、会長は必要に応じ役員会の議を経て、相応の祝事を行うものとする。

第３条　(弔事の取扱)

会員の弔事に関しては、次ぎのとおり取り扱う。

会員本人が死亡した時には、会員全員に訃報を通知するとともに、会長またはその代理人が葬儀に参列し、香典１万円を贈る。

第４条　(その他の取扱)

会員の慶弔に関する事項で本規程に定めがないものについて、特に必要とみとめられるときは、役員会の議を経て、相応の措置をとることができる。

付則　　本規程は、平成 23 年１月１日から施行する。